

## 技術者等の雇用関係の確認について

主任技術者、監理技術者等及び現場代理人について、直接的及び恒常的な雇用関係を証明するものとして、雇用期間及び確認書類は次のとおりです。

### ●雇用期間

	区分	条件付一般競争入札 (事前審査方式)	条件付一般競争入札 (事後審査方式)	随意契約
建設 工事	専任を要する主任 技術者	入札参加申請日以前3 か月以上の雇用関係が あること	入札参加申請日以前3か 月以上の雇用関係があ ること	見積書提出日以前3か 月以上の雇用関係があ ること
	専任を要しない主 任技術者			
	監理技術者・特例 監理技術者・監理 技術者補佐			
	現場代理人(注1)	開札日以前3か月以上の雇用関係があること		
コ ン サ ル	配置予定技術者 (主任技術者・照 査技術者)		入札参加申請日以前3か 月以上の雇用関係があ ること	
	主任技術者及び照 査技術者以外の担 当技術者			

(注1) 現場代理人と主任技術者が同一の場合、現場代理人の雇用要件は、主任技術者の条件が適用されます。

### ●雇用関係の確認書類

(1)から(4)のいずれかの書類の写しを提出してください。

※技術者の氏名、資格取得年月日及び事業所名が明記されているもので、次に挙げるもの（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）とします。

- (1) 雇用保険資格取得等確認通知書
- (2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (3) 監理技術者証、RCCMの登録証
- (4) 上記(1)から(3)の書類で雇用の確認ができない場合は、次の書類の写しを提出してください。
  - ・給与所得の源泉徴収票＋給与の支払い証明書（最新3か月分）

※(4)の雇用関係書類で、生年月日が確認できない場合は、該当者の運転免許証等の写しも必要です。

※健康保険証は、有効期限（最長令和7年12月1日）まで従業員の雇用確認書類に使用できます。